



賛助会費（地域ふくし事業協力金）にご協力お願いいたします

社会福祉協議会は、民間の社会福祉団体です。社会福祉法に基づき設置されています。町会・町内会・自治会、民生委員児童委員、地域のボランティアの方々、当事者団体、福祉施設などが会員となり、お互いに連携、協力して地域福祉の推進に取り組んでいます。

社会福祉協議会（社協）とは

社会福祉協議会の活動にご賛同いただき、財政的にささえていただく個人・企業・団体のみなさまのことを「賛助会員（地域ふくし事業協力員）」と呼んでいます。

賛助会員に利益が生じるわけではありませんが、ご協力いただく「賛助会費（地域ふくし事業協力金）」は、高津区内の福祉活動に活用する形で、地域に還元いたします。

賛助会員（地域ふくし事業協力員）とは

いただいた賛助会費は、高津区内の地域福祉推進のために、次のような事業に使われます。

①高津区内4つの地区社協に配分

- ・ひとり暮らし高齢者等を対象とした会食会やミニデイケアの開催
- ・障がい者交流事業、地域ふくし講座開催
- ・天体観測会や親子のつどい、芋掘り体験の開催
- ・地域のイベントなどへの参加協力

②高津区社協の活動費として

- ・地域包括ケアシステムにおける「互助」「自助」の推進
- ・広報誌「おあしす」発行など啓発活動
- ・ボランティア・当事者団体への活動支援
- ・移送サービス事業による外出支援
- ・車いす貸出事業

会費について

- ・単年度での加入となります
- ・一口1,000円からお願いしています
- ・お一人様何口でもご加入いただけます

お問い合わせは 川崎市高津区社会福祉協議会

〒213-0001 川崎市高津区溝口1-6-10 てくのかわさき 3階

電話:044(812)5500 FAX:044(812)3549

ホームページ <https://takatsuku-shakyo.jp/>